

平成18年4月、介護保険法改正

# 介護保険が新しくなりました

## 「予防」と「安心」

新しい介護保険は、「介護が必要になったとき」だけでなく「できるかぎり介護状態にならないように」という「介護予防」にも重点を置いたしくみに変わりました。

住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らせるように、介護が必要になったとき、少しでも悪くならないように――

「介護予防」の新しい取り組みは、あなたの地域で始まっています。



## ■ 新しい保険料の決め方・納め方

40歳以上のみなさんが保険料を納めます



### 第1号被保険者

## 65歳以上の方の保険料

保険料は所得によって分かります

- 65歳以上の方の保険料は、区市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。
- 江戸川区の平成18年度～20年度の「基準額」は下記のとおり決まりました。

**江戸川区の基準額 44,400円(年額)**

- 「基準額」は所得段階の「第4段階」の額にあたります。
- その「基準額」をもとに、所得によって1～7段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 <sup>※1</sup> の方	×0.5	22,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額 <sup>※2</sup> と課税年金収入の合計が80万円以下の方	×0.6	26,640円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	×0.75	33,300円
第4段階	本人が住民税非課税の方	基準額 ×1.0	44,400円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	×1.25	55,500円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	×1.5	66,600円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	×1.75	77,700円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です  
 ※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です



### 第2号被保険者

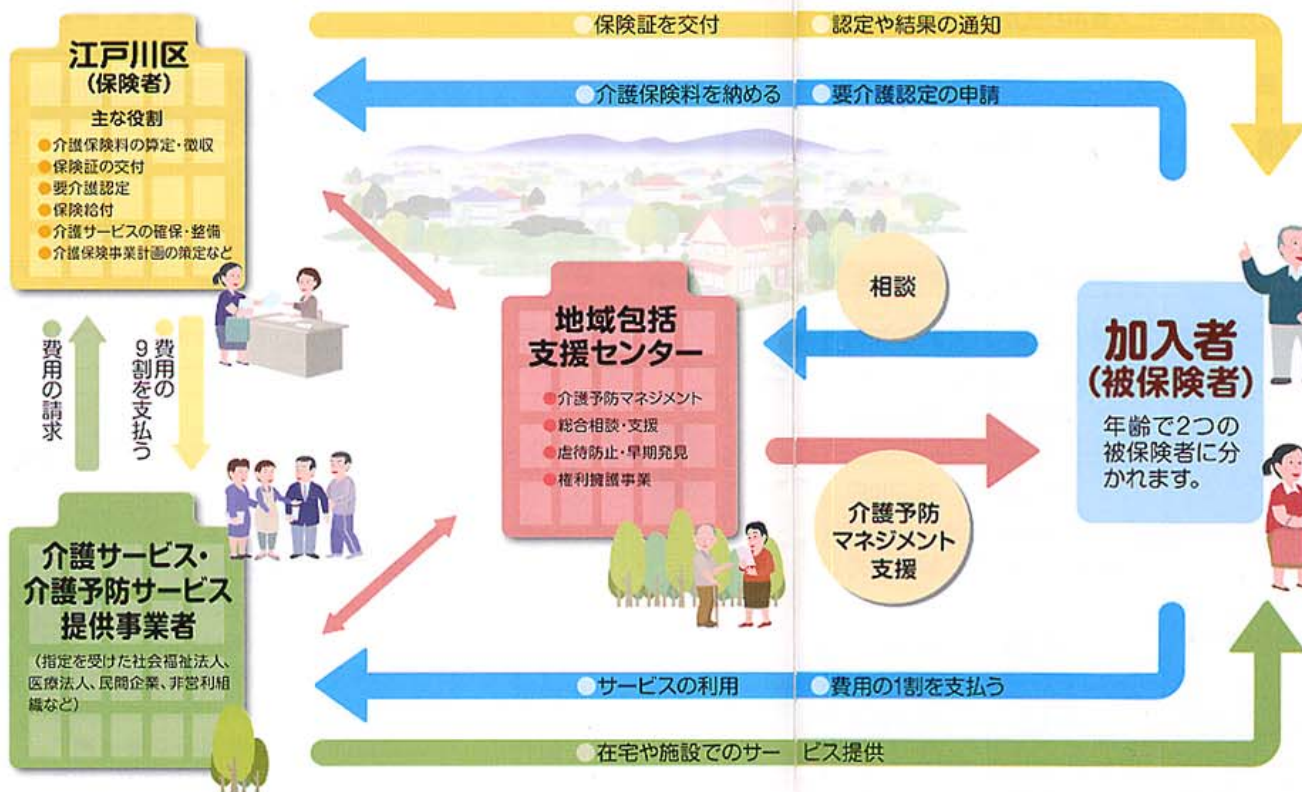
## 40～64歳の方の保険料

加入している医療保険によって決め方、納め方が違います

	決め方	納め方
国民健康保険の方	所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国保の保険料として世帯主が納めます。
職場の健康保険の方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

介護保険は江戸川区が運営し、40歳以上の全員が加入します。  
新設された **地域包括支援センター** が中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

地域で支えるしくみです  
老後の安心を



「第1号被保険者」

65歳以上の方は

介護サービス・  
介護予防サービスを利用できる方

- 介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。  
(要介護認定→10~11ページ)
- 介護が必要となった原因は問われません。

介護保険の保険証

- 一人に一枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
  - ・要介護認定を申請するとき
  - ・サービスを利用するとき

「第2号被保険者」

40~64歳の方は

介護サービス・  
介護予防サービスを利用できる方

- 介護保険で対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。
- 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)とは、次の16種類が指定されています。

- |                            |                                |
|----------------------------|--------------------------------|
| ● 筋萎縮性側索硬化症                | ● 脳血管疾患                        |
| ● 後縦靭帯骨化症                  | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ● 骨折を伴う骨粗しょう症              | ● 閉塞性動脈硬化症                     |
| ● 多系統萎縮症                   | ● 関節リウマチ                       |
| ● 初老期における認知症               | ● 特発性小脳変性症                     |
| ● 脊髄小脳変性症                  | ● 慢性閉塞性肺疾患                     |
| ● 脊柱管狭窄症                   | ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症   |
| ● 早老症                      | ● がん(末期)                       |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |                                |

**Q** 地域包括支援センターとは、何をするとおこですか？

**A** 地域包括支援センターは、保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し、区や地域の医療機関、介護(介護予防)サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

- 保健師等**  
介護予防ケアプランの作成  
介護予防指導 など
- 主任ケアマネジャー等**  
事業者やケアマネジャーの指導 など
- 社会福祉士等**  
高齢者の権利擁護に関する相談を担当 など

地域包括支援センターの主な仕事には次のようなものがあります。

- 高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業(予防給付、地域支援事業)のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業



平成18年の介護保険法改正により、介護予防にも力が入られるようになりました。状態を改善し悪化を防ぐ予防給付（介護予防サービス）が新設されました。また、介護保険の対象にならない方にも地域支援事業の介護予防事業が始まります。

高齢者の自立のために  
介護予防が充実しました

みんなのあんしん介護保険

